vol.13



CONTENTS

未来につなごう「魚の国」

01 農林漁業信用基金 理事(漁業担当) 石川 治

特集

02-05 令和6年度農林水産関係予算概算要求について 農林水産省大臣官房予算課長 高橋 一郎

地域の農林漁業だより~保証保険を支える全国の皆さまから~

◇ 農業信用基金協会だより

06-07 岩手県農業信用基金協会

08-09 栃木県農業信用基金協会

10-11 熊本県農業信用基金協会

林業・木材産業だより

12-13 福島県農林水産部森林計画課長 宮田 博文

漁業信用基金協会だより

14-15 全国漁業信用基金協会 島根支所

16-17 全国漁業信用基金協会 香川支所

農業共済組合だより

18-19 千葉県農業共済組合

20-21 徳島県農業共済組合

今井前理事長からのひとこと

22-23 最近思うこと(理事長退任のお礼) -般社団法人 日本木造分譲住宅協会 顧問 今井 敏

政策の窓

24-25 食料・農業・農村基本法の検証・見直し検討について 農林水産省大臣官房政策課 企画官 加集 雄也

現場最前線

26-27 農業経営の法人化について 農林水産省経営局経営政策課長 日向 彰

品目ごとの生産と消費

28-29 米の生産と消費について 農林水産省農産局農産政策部企画課長 武田 裕紀

30-31 大豆の生産と消費について 農林水産省農産局穀物課長 佐藤 夏人

信用基金の動き等

32-33 令和4年度決算の概要

34 信用基金の動き・人事異動等



未来につなごう「魚の国」

独立行政法人農林漁業信用基金 理事(漁業担当)

石川 治



ぐるりと周囲を海に囲まれた、島国日本。 古来人々がこの列島に住み着いて以来、海からの恵みは、生活に深く結びついてきました。 利用される水産物の種類の豊富さ、食べ方の 多彩さは他に類を見ません。また、ことわざ や文化的なモチーフなどに魚介類が登場する ことも枚挙にいとまがありません。

そんな文化を育んできた我が国の漁業ですが、近年の状況は芳しくなく、長期にわたり漁獲量の減少傾向が続いています。その原因には様々な要素が組み合わさっているものと考えられますが、直近において大きな影響を与えていると思われるのが地球規模での気候変動です。日本の近海では海水温の上昇が、過去に例をみないスピードで進んでおり、サケやサンマの不漁に大きく関係していると思われます。また、ブリや伊勢エビ等では明らかな漁場の北上傾向が見て取れます。これらは予想を上回る早さで進行しており、現場での対応が追いついていないのが現状です。

また、漁業管理制度に目を向けると、2018 年には70年振りに漁業法が大改正され、漁 業管理はこれまでの努力量管理を中心とした 手法から、数量管理を基本とした手法へと大 きく舵を切りました。海洋環境が大きく変化 している中にあって、資源評価や数量管理を 適切に実施し、期待される効果を上げていく ことは難しい課題ですが、政府は資源調査・ 評価体制の整備を進めていくとともに漁業者 をはじめとした関係者の理解と協力を得た上で、科学的な知見に基づく新たな資源管理を 推進することとしております。

このように漁業を取り巻く環境が、大きな変動の最中にあり、我が国の漁業は大きな転換期を迎えているといえます。将来にわたり漁業が存続していくためには、自然環境や社会経済情勢の変化に対応した、新たな取組が必要となっており、漁船漁業における新たな操業形態への転換や養殖業の成長産業化の推進を脱炭素・グリーン化の取組やスマート水産業の実装等も併せて進めていくことが課題となっています。

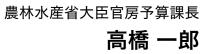
漁業信用保証制度は、制度発足以来、収入が変動し物的担保力に乏しい漁業者の信用力を補完し、資金繰りを支える重要な役割を担ってきました。このような変化の大きな転換期にあっても、制度の基本的な役割は不変であり、変化に伴う新たなニーズにも積極的に対応することにより、漁業経営を支えていきたいと考えています。

漁業を取り巻く環境は厳しい状況が続いていますが、すべての関係者の力を合わせた粘り強い取組によって、現在の難局を乗り越え、我が国の漁業や魚介類の利用に関する豊かな文化が将来にわたり引き継がれていくことを念じてやみません。これからも四季折々に地域毎の魚介類が楽しめる「魚の国」であってほしいものだと切に願います。

1

令和6年度 農林水産関係予算概算要求について

令和6年度の農林水産予算の概算要求について、高橋予算課長から 御寄稿いただきましたので、御紹介します。





1 はじめに

「基金 now」を御覧の皆様方におかれましては、平素より農林水産施策の推進につきまして御理解・御協力を賜り、心より御礼申し上げます。

この度は寄稿の機会をいただき、令和6年 度農林水産関係予算の概算要求について御説 明させていただくこととなりました。

2 全体のコンセプトと事項要求

令和6年度農林水産関係予算の概算要求は、「「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を踏まえ、食料安全保障の強化、環境対応、人口減少への対応の3本柱を中心に、新しい資本主義の下、若者や意欲ある農林水産業者が夢を持って農林水産業に取り組めるような環境整備、元気で豊かな農山漁村の次世代への継承等を実現するための農林水産予算」とのコンセプトに基づいて全体を構成しています。総額は2兆7,209億円であり、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を踏まえ、食料の安定供給の確保、農業の持続的な発展、農村の振興、環境負荷低減に向けた取組強化、多面的機能の発揮などを主要なテーマとして

位置付けています。

また、それら通常の要求に加えて「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に係る経費、「総合的なTPP等関連政策大綱」を踏まえた農林水産分野における経費、「食料安全保障強化政策大綱」を踏まえた食料安全保障の強化に向けた対応に係る経費について事項要求として提出し、予算編成過程でその内容を検討していくこととしています。

3 概算要求の主要なテーマ

では、概算要求の主要なテーマについて、7つの柱立てに沿って御説明してまいります。

① 食料の安定供給の確保

<食料の安定供給の確保に向けた構造転換>

水田活用の直接支払交付金等による水田での戦略作物の本作化、畑地化による高収益作物等の導入・定着や、麦・大豆の国産シェア拡大に向けた作付けの団地化、ブロックローテーション、保管施設の整備、米粉の利用拡大に向けた専用品種の開発研究、米粉の特徴をいかした新商品の開発、加工・業務用野菜の国産シェア奪還に向けた新たな生産・流通

体系の構築等への支援を実施するとともに、 畜産・酪農・果樹・花き・茶・薬用作物等の 各品目の生産性向上の取組への支援や、鳥イ ンフルエンザに備えた鶏卵生産・流通体制の 強靱化、生乳需給の改善等の国内生産基盤の 強化に必要な要求を行っています。

また、国内生産で国内需要が満たせない食料・生産資材については、サプライチェーンの確保に向けた海外投資案件の形成や野菜種子の安定供給体制強化に向けた採種地開拓等への支援により、安定的な輸入の確保に必要な要求を行っています。

<生産資材の確保・安定供給>

生産資材について過度な輸入依存からの低減を図っていくため、堆肥、下水汚泥資源などの国内資源の利用拡大に向けた堆肥等のペレット化等による広域流通の促進、肥料原料の備蓄、肥料価格急騰対策に関する調査の実施や、稲わらを含む国産飼料の生産・利用拡大に向けた耕畜連携、飼料生産組織の強化、飼料用とうもろこし等の単収向上・増産の取組等に必要な要求を行っています。

<農産物・食品の輸出の促進>

国内生産基盤の強化に向けた輸出産地形成・供給体制強化、輸出人材の育成・確保、輸出支援プラットフォームによる現地発の支援強化、戦略的サプライチェーンの強化、品目団体等による需要開拓などのほか、育成者権管理機関の取組や知的財産に関する専門人材の育成・確保等による総合的な知的財産マネジメントの推進等に必要な要求を行っています。

<適正な価格形成>

適正取引の推進に向け、生産コスト指標の 作成・検証や価格転嫁に関する実態調査、消 費者等理解醸成のための広報等の取組の実施 に必要な要求を行っています。

<円滑な食品アクセスの確保>

「物流 2024 年問題」への対応としての物流の標準化(パレット、外装等)・デジタル化・省力化、モーダルシフトを推進するための設備・機器の導入や中継共同物流拠点の整備への支援、買い物弱者、経済的弱者への対策としての地域での食品アクセス確保に取り組む体制構築、フードバンク、こども食堂等の活動、ラストワンマイル配送に向けた物流拠点の構築への支援等に必要な要求を行っています。

<国民理解の醸成>

国民理解の醸成に向けて、SNS等を活用した情報発信や学校給食での地場産品の活用促進による国産国消・地産地消の推進、棚田の魅力発信、農業体験の促進、食育の推進等に必要な要求を行っています。

<食品産業(食品製造業、外食産業、食品 関連流通業)の持続的な発展>

食品産業における国産原材料の活用を促進する産地の連携強化や新商品の開発、企業の 人権対応や持続可能性に配慮した食品への消費者理解の促進、フードテック等の新技術活用、食品ロスの削減等に必要な要求を行っています。

② 農業の持続的な発展

<多様な農業人材の育成・確保>

地域計画の策定に向けた協議やその実現に

向けた農地の受け皿となる者の確保への取組 の支援、農地中間管理機構や農業委員会によ る農地集約や農地利用の最適化推進、新規就 農の推進、農業教育機関における有機農業等 の教育の充実、労働力確保のための環境整備、 リ・スキリング機会の提供、農業経営人材の 育成を担う組織の体制構築、女性活躍の推進 等に必要な要求を行ってまいります。

また、地域の実情に応じた生産体制強化、 多様な経営体をサポートするサービス事業体 の育成、多様な農業人材に対する研修機会の 提供等の様々な事業を活用することで多様な 農業人材の意欲的な取組を支援してまいりま す。

<経営安定対策の充実>

収入保険や農業共済、ゲタ・ナラシ、野菜 価格安定対策、マルキン等の経営安定対策の 着実な実施に必要な要求を行ってまいります。

<農業生産基盤の整備・保全>

農地の大区画化や汎用化・畑地化の推進、 農業水利施設の更新・長寿命化、集約・再編、 農業水利施設等の適切な保全管理、末端施設 の管理の省力化整備、ため池の防災・減災対 策等に必要な要求を行ってまいります。

<生産性の向上に資するスマート農業の実 用化等>

スマート農業技術の開発・実用化や実需に 対応した川上から川下までが参画して行う研 究開発、農研機構の機能強化、サービス事業 体の育成、飛躍的な生産性向上に向けた生 産・流通・販売方式の一体的変革の推進等に 必要な要求を行ってまいります。

<家畜伝染病、病害虫等への対応強化>

家畜の伝染性疾病の発生・侵入予防とまん 延の防止、産業動物獣医師の確保や遠隔診療 による獣医療の提供の推進、鳥インフルエン ザに対応した農場の分割管理への支援や飼養 衛生管理の向上、重要病害虫の侵入・まん延 の防止、総合防除の推進等に必要な要求を 行ってまいります。

③ 農村の振興(農村の活性化)

農泊地域への支援・6次産業化・農福連携等の農山漁村発イノベーションの推進、農村RMOの形成や裾野拡大、棚田地域振興や地域づくり人材の育成、中山間地域等における農用地保全を軸とした最適な土地利用の推進、狩猟組織の体制強化やシカの集中的な捕獲など鳥獣被害防止対策の推進とジビエ利活用の拡大等に必要な要求を行ってまいります。

④ みどりの食料システム戦略による環境 負荷低減に向けた取組強化

環境負荷低減と高い生産性を両立する新品種・技術の開発、環境負荷低減の取組を支える事業者の施設整備支援、土壌診断による化学肥料低減等グリーンな栽培体系への転換、有機農産物の生産・需要拡大や、環境負荷低減の見える化やJ-クレジットを通じた関係者の行動変容の促進、理解醸成等に必要な要求を行ってまいります。

⑤ 多面的機能の発揮

農業・農村の多面的機能の維持・発揮のための共同活動や中山間地域での農業生産活動継続への支援、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動の支援等に必要な要求を行ってまいります。

⑥ 新たな花粉症対策の展開と森林・林業・ 木材産業によるグリーン成長

花粉発生源対策やカーボンニュートラル等の実現に向けた交付金を創設し、所有者への協力金を通じた伐採・植替えの促進、川下の需要拡大、花粉の少ない苗木の増産、路網の整備・機能強化や高性能林業機械の導入、エリートツリーの安定供給、JAS構造材やCLT等の利用の強化、非住宅建築物における木材利用の促進、木材製品の輸出促進、新規就業者への体系的な研修、地域と都市部との連携による里山林の保全管理や利用など、川上から川下までの取組を総合的に支援するための必要な要求を行ってまいります。

また、花粉発生源対策としてのスギ人工林の伐採・植替えの推進や、森林吸収源の機能強化、国土強靱化に向けた森林整備・治山対策の着実な推進等に必要な要求を行ってまいります。

⑦ 水産資源の適切な管理と水産業の成長 産業化

資源調査・評価の充実、漁業経営安定対策の着実な実施、漁船、漁具等のリース方式による導入支援、海洋環境の変化に対応した新たな操業・生産体制への転換、高性能漁船の導入、マーケットイン型養殖の実証等による収益性向上、漁業・漁村を支える人材の育成・確保、持続可能な加工・流通システムの推進、浜プランの着実な推進、遊漁船業の安全性向上、藻場・干潟の保全・モニタリング等に必要な要求を行ってまいります。

また、拠点漁港等の流通機能強化と養殖拠点整備、海洋環境変化への対応等に資する漁港・漁場の整備、漁港施設の耐震・耐津波化や長寿命化、漁港機能の再編等に資する施設

整備、「海業 (うみぎょう)」の振興のための 漁港の活用促進等に必要な要求を行ってまい ります。

4 おわりに

今後は冬の概算決定に向けた調整を進めていくこととなります。農林水産業に関わる皆様に御理解・御協力いただけるよう、引き続き施策の推進に尽力してまいります。

参考:農林水産省HP 令和6年度農林水産予算概算要求の概要 https://www.maff.go.jp/j/budget/r6yokyu. html



岩手県農業信用基金協会

1. 岩手県の紹介

岩手県は北東北に位置し、面積は15,275km と北海道に次ぐ広さを誇り、四国4県とほぼ同じ面積となります。また当協会の事務所がある盛岡市は、今年1月NYタイムズ紙「2023年行くべき都市52ヵ所」で第二位に選ばれました。

選ばれた理由は、「街の中心部に歴史的な建物があり、川や公園など自然と共存していること、人がそれほど多くなく町並が美しい」とのこと。市内には老舗の蕎麦屋・焙煎珈琲のある喫茶店が数多く点在し、ジャズ喫茶など個性的な店も多く、歩いて回って楽しめる宝石スポットがある、と高評価をいただきま



した。県民一同、驚きとともに街の 魅力を再認識しているところです。

さらに、岩手県出身の野球選手が世界で大活躍中です。日々メディアを賑わせている 大リーグエンジェルスの 大谷翔平選手や左腕剛 速球ブルージェイズの 菊池雄星投手(当協会

にそっくりさんがいるとの噂…)、WBCで大谷選手とともに活躍、日本プロ野球かつ世界記録13者連続奪三振の記録を持つ令和の怪物佐々木朗希投手など、多くの名選手を輩出しており、岩手を盛り上げてくれています。今後の活躍が楽しみです。

大谷選手の出身地である奥州市役所には 岩手の特産品「南部鉄器」の大谷選手の手 をかたどった握手像があり実際に握手する ことができます。市の職員は背番号 17 にち なみ毎月 17 日に赤いユニフォームを着用し て仕事をしています。

2. 岩手県の農業

岩手県の農業の特色は、広い県土と変化に富んだ気象・立地条件を活かした米・園芸・畜産が盛んであることです。耕地面積は全国第5位の広さで、149,300haのうち約60%を水田が占め、「ひとめぼれ」をはじめ多品種が生産されています。近年、県オリジナル品

種の「銀河のしずく」(白くつややか、かめばかむほど甘さが広がる)や「金色の風」(豊かな甘みとふわりとした食感、さめてもおいしい)が人気です。

飼養頭数全国第5位の 畜産業では、上質できめ細



やかな霜降りで肉の柔らかさは最上級の「前

生産量全国第3 位のりんごは、江





刺りんごが有名です。国内でも先駆けて樹の高さを低く抑えて仕立てる「わい化栽培」を実施、日光をしっかり浴びることができるため、色・味・果肉のしまりのあるおいしさが自慢です。昨年の初競りでは一箱(10kg、28玉)100万円の値がついています。

その他、生産量全国第1位のりんどうは、 発色の良いハイグレードな花として世界に輸 出、また、近年、八重咲きのオリジナル品種 を開発、デビューしました。各地域で立地特 性を活かした多彩な農業が展開されていま す。

3. 岩手県農業信用基金協会の概要

当協会は、理事9名(うち常勤1名)、監事2名の役員11名、職員14名で総務部、業務部の2部体制で日々業務に邁進しています。



今年5月に全国で 先陣を切るかたちで 保証審査システムを 稼働させました。



4. 岩手県農業信用基金協会の活動

当協会は、農業者の資金需要に積極的に 対応し、農業者の生産性の向上、農業経営 の改善に資するよう努めています。保証審査 にあたっては、融資機関との連携を強化しな がら、適正に保証審査を行う外、融資担当者 向けの研修会等を通じて、融資機関に対する 保証保険制度の啓発も実施しており、保証の 利用拡大に向けた取組みにも注力しています。

一方で、近年は生活資金での民間保証機 関との競争が激化していることに伴い、利用 率の低下を懸念しています。

こうした中、「保証審査システム」の導入 を契機に、農業資金から生活関連資金まで



多種多様な資金ニーズに迅速かつ柔軟な対応が可能となりました。今後もこれまでよりも更に迅速な保証審査を目指すとともに、農業資金のみならず生活資金を含む数多くの資金需要に柔軟に応え、融資の伸長に寄与していきます。

また、融資機関との連携や貸出システムと 保証審査システムの連携を高めながら、当 協会としても保証引受ならびに保証残高の 維持、向上を期待しています。

現在、ウクライナ情勢に伴う原材料費等の 高騰が続いていることに伴い、農業者の負 担増加が課題となっています。物価高騰の 収束は見通せず、当面は農業者にとって厳 しい情勢が継続することが予想されます。

厳しい農業情勢が続く中でも、当協会は 県内農業を支える保証機関として、常に変 化し続ける農業者の資金ニーズに対し的確 に対応しながら信用補完機能の充実を図り、 今後も地域から信頼される保証機関であり 続けられるよう尽力してまいります。

栃木県農業信用基金協会

1. 栃木県の紹介

栃木県は、関東平野の北端に位置し、東 は茨城県、西は群馬県、南は埼玉県、北は 福島県に接する海なし県で、人口は190万 人です。関東では最大の面積を有し、西北 部は世界に誇る日光国立公園を中心に、福島 県境に連なる那須連山と相まって美しい山 岳地帯を形成しています。南部・東部はほと んどが関東平野の一端であり、農商工調和 のとれた地域となっており、首都圏の一角を 成しています。

当協会の所在地である県都宇都宮市は東京から90km、JR東北新幹線で50分といった県のほぼ中央部に位置する、人口51万人の中核市です。

本県で自慢できるものを一つ紹介します。 定番ではありますが、世界遺産「日光の社 寺」の中で最も有名な徳川家康を祀る「日光東照宮」です。境内には、一日中眺めていても飽きないことから日暮らし門とも呼ばれる「陽明門」をはじめ、国宝8棟、重要文化財34棟を含む55棟の建造物が

並び、どれも芸術作品のように細工が施され、その豪華絢爛な美しさは圧巻です。コロナ禍では来訪者も大きく落ち込み閑散としていましたが、今では以前のように国内外問わず多くの観光客が訪れています。6か年をかけた大修理も終了し、煌びやかさを取り戻した「日光東照宮」をどうぞ間近にご覧いただければと思います。

2. 栃木県の農業

栃木県は、古くは「下野(しもつけ)の国」 と呼ばれており、「け」は「毛(穀物)」を意 味し、五穀に恵まれた豊かな土地とされてい

たようです。これは現在にも当てはまり、平坦で広い農地、豊富な水資源、穏やかな気候等農業に適した条件を生かし、日本一のいちごをはじめ、米、生乳、にらなど全国に誇れる農産物が生産されています。

栃木県の令和3年の農業 産出額は2,693億円で、全 国順位は9位となっていま す。産出額割合としては、 米・麦18%、園芸(野菜・ 果物・花など)32%、畜産(肉牛・乳牛・豚など)48%、その他2%です。



3. 栃木県農業信用基金協会の概要

当協会は、理事14名(常勤1名)、監事3 名の役員17名、職員16名で、総務部・審査 部・管理部の3部体制で業務を行っています。



4. 栃木県農業信用基金協会の活動

当協会の令和4年度の保証引受額は、310 億円(農業関係資金2割、生活関係資金等 8割)、保証残高は1,985億円で過去最高の 残高となりました。(前年度比105%)

農業関係資金については、保証料率の引下げやJAバンク保証料助成制度を活用した推進、資材価格高騰に関する資金等の取扱いなどを実施したこともあり、保証残高が206億円となりました。(前年度比108%)

生活関係資金については、他保証会社との競合もあり、住宅ローンの当協会保証シェア率が一時は67%となりましたが、保証料率の引下げや保証条件の見直し(資金使途の拡大含む。)、全般として業務委託手数料の支払い継続実施(平成22年度~)、出向く体制の強化等により令和4年度末は73%に回復しました。

出向く体制の強化については、平成30年 度より保証推進企画担当2名を設置し、融資



機関等に訪問し、要望事項のヒアリングをは じめ保証申込書類の作成支援など行い、き め細やかな推進を図ることとしました。

さらに、職員の福利厚生の一環として健康促進や団結を目的に当協会野球部を発足しましたが、今では試合を通じJA等とのコミュニケーションを取る一つの手段となっています。当協会への試合のお申込み、随時受付中です!!

今後も将来にわたり、安定的・持続的な 事業運営ができ、農業者等、そして融資機 関から選ばれる保証機関であるよう、役職員 一丸となり業務に取り組んでまいります。

栃木県 JA ビル



熊本県農業信用基金協会

1. 熊本県の紹介

まず、熊本県の全体の形を遠目から眺め てください・・・



なんと"熊"の形に見えませんか。ひょう たんのような物を持った熊が、片手をあげて 歩いているように見えませんか。

ちなみに、顔の部分が荒尾から玉名地域、 腕が阿蘇地域。もう一方の腕が宇土半島、そ の先にひょうたん (?) のような天草を持ち、足が芦北地域ともう一方の足が球磨地域といった具合です。

そのような熊本県は、人口 172万8千人(令和3年 10月1日人口推計)で、 県央の熊本市には、熊 本地震で甚大な被害を

受け復旧中の熊本城、西には美しい島々からなる天草、東には、火の国熊本のシンボル阿蘇山と、国内でも有名な観光地を有しています。地下水も豊富で、熊本市民の水は殆ど地下水で賄われています。その豊富な水を活用するため、半導体の工場も近年増えつつあり、そのなかでも話題のTSMCの誘致に伴い菊陽大津方面は活気に沸き、当該地域は、さながらバブルの様相です。

2. 熊本県の農業

熊本県は、山間部から平野部、海岸部と変化に富んだ地形や気候を活かして、たくさんの農産物が生産されています。認定農業者数は全国第3位、令和4年度の農業算出額は全国第5位。トマト、西瓜、不知火(デコポン)、葉たばこ、いぐさ、カスミソウ、カリフラワー等は全国第1位の生産額。その他にも、茄子、メロン、生姜、栗など、全国的にも上位を占める品目が数多くある農業県です。



熊本のトマト



熊本の西瓜

【全国に占めるくまもと農業の地位】

_		×			分		里 位	至 国	几州	熊本県	順位	割合(%)
農	業	経	営	体	数	(R4年)	千経當体	975. 1	150. 2	31.8	8	3.3
22	定	農	業	者	数	(R4,3月末)	千人	222. 4	43. 8	10. 1	3	4. 5
抚	幹的	農業	從	事者	数	(R4年)	千人	1, 225. 5	204. 3	47. 8	4	3.9
耕	‡ ±	ė	函	ā	積	(R4年)	千ha	4, 325. 0	511.1	105. 9	13	2.4
	田		面		積	(R4年)	千ha	2, 352. 0	299. 0	64. 9	13	2.8
	畑		面		積	(R4年)	千ha	1, 973. 0	212. 1	41.0	8	2. 1
	ŧ	尌	Ü	地	3	(R4年)	千ha	258. 6	50. 5	13. 0	6	5. 0
	*	女	草	地	3	(R4年)	千ha	591.3	13. 4	6. 1	4	1.0
農	業	産		出	額	(R3年)	億円	88, 384	17, 905	3, 477	5	3. 9
生	产	農	業	所	得	(R3年)	億円	33, 479	7, 154	1, 485	4	4.4
	١		マ		۲	(R3年)	千t	725. 2	200. 2	132. 5	1	18. 3
ŧ	す		い		か	(R3年)	千t	319. 6		49. 3	1	15. 4
	不知	火類	(デ	コポン	ン)	(R2年)	千t	46. 6		19. 6	1	42. 1
要	葉た	ばこ	(J	仮売 量	Ł)	(R3年)	千t	14. 2	7. 6	2. 7	1	18.9
	い		ぐ		5	(R3年)	千t	6. 4		6. 4	1	対主産業 99.5
農	宿村	見カ	ス	ミソ	ゥ	(R3年)	千本	50, 800		19, 600	1	対主在第 38.6
	カ	リラ	, =	· ワ	_	(R3年)	千t	21.6		2. 5	1	11.7
産	な				す	(R3年)	千t	297. 7	62. 9	33. 3	2	11. 2
物	У		П		ン	(R3年)	∓ t	150. 0		25. 4	2	16.9
193	L	ょ		う	が	(R3年)	干t	48. 5		5. 2	2	10.8
စ	な	っ	H	か	ん	(R2年)	千t	30. 1		6. 2	2	20. 6
"	<				IJ	(R3年)	千t	15. 7		2. 2	2	14. 1
収	F 7	レコ	ギ	キョ	ゥ	(R3年)	千本	85, 400		10, 600	2	対主在県 12.4
	い		ち		ご	(R3年)	千t	164. 8		12. 1	3	7.3
穫	7	スノ	=	> ガ	ス	(R3年)	千t	25. 2		2. 4	3	9. 4
	うん	LE	ぅぅ	みか	6	(R3年)	千t	749. 0		90. 0	4	12.0
量	か	ん		l	ょ	(R3年)	千t	671. 9		18. 0	6	2. 7
	水				稲	(R4年)	千t	7, 269. 0	741.3	156. 8	16	2. 2

(資料) 農林水産省 12020年農林業センサス」、「作物統計」、「生産農業所得統計」他 ※主要農畜作物の収穫量の欄の「・・・」は、主要産地県のみ調査されている作物。頃位は主産地県中の頃位。 また、畜産についても、肉用牛(飼養戸数2,170戸/全国7位、飼養頭数133千頭/全国4位)や乳用牛(飼養戸数494戸/全国4位、飼養頭数43千頭/全国3位)で飼養戸数及び飼養頭数ともに全国上位に位置しています。(出展 くまもとの農林水産業 2023)

【全国に占める	るくまも	と畜産の地位	1

	ロハ	24 /L	全国	4.44	华士 旧	熊本県の全国に占める		
	区分	単位	全国九州		熊本県	順位	割合(%)	
孚	し用牛							
	戸数	戸	13, 300	1, 300	494	4	3. 71	
	頭数	頭	1, 371, 000	103, 100	43, 600	3	3. 18	
肉用牛								
	戸数	戸	40, 400	17, 700	2, 170	8	5. 37	
	頭数	頭	2, 614, 000	941, 700	133, 600	4	5. 11	
服	下 「							
	戸数	戸	3, 590	1, 130	146	8	4. 07	
	頭数	頭	8, 949, 000	2, 800, 000	339, 400	10	3. 79	
扫	彩卵鶏							
	戸数	戸	1, 810	357	38	22	2. 10	
	頭数	千羽	180, 096	23, 368	2, 493	23	1. 38	
内	用鶏							
	戸数	戸	2, 100	1, 090	67	5	3. 19	
	頭数	千羽	139, 230	70, 026	3, 848	7	2. 76	
(資	(4) 農林水産	省「畜産統	計」(R4.2.1)					

3. 熊本県農業信用基金協会の概要

協会は、理事9名(うち常勤1名)、監事2名、職員18名(うち臨時職員2名)で、総務部および業務部(農業・事業資金審査担当、生活資金審査担当、債権管理担当)の2部体制により業務を行っています。また、新たに業務部内に、審査システム準備室を4月に立上げ、令和7年2月予定の「保証審査システム」稼働に向けて、万全の体制で臨んでいく構えです。



4. 熊本県農業信用基金協会の活動

当協会は、県、市町村、JA及び農林中 金熊本支店等と連携し、農業資金はもとよ り、ローンセンターを平成20年6月に立上 げ、住宅ローンを組織的に獲得する体制を構 築したことにより新規保証引受け及び残高と もに、この10年で倍増し、残高は令和5年 3月末2,323億円となっています。

また、これまで、農業者の経営支援にも 積極的に取り組んできました。古くは、負債 の返済が厳しくなった農業者に対しては、農 業経営負担軽減支援資金や畜産特別支援資 金が円滑に融通されるように、行政における 事前審査段階から積極的に関りを持ち、取り 組んできました。直近では、新型コロナウイ ルスにかかる資金繰り支援のため、県が独 自資金を創設し、コロナによる農業者の経営 破綻を回避するよう、私たち協会も協力して 取り組んできたところです。 また、新型コロナの影響を受けた農業者からの条件変更にも、柔軟に対応してきましたが、どうしても再建が困難となった農業者の代位弁済が顕在化しつつあり、今後、大幅な代位弁済増とならないか、懸念しているところです。

今後の代位弁済増に際し、農業者を安易に廃業に導かないよう J A と連携し、苦しむ農業者の再生・再建を目指して、組織横断的に情報の共有を行うとともに、協会内の英知を結集し対応するため、協会内に「債権対策会議」を新たに設置し、取組み強化しています。

私たち熊本県協会は、農業用資材や燃油高騰の元凶となっているロシア・ウクライナ戦争が一刻も早く終結することを祈りつつ、JAはじめ関係機関と連携し、県域の農業と地域の発展に今後も深く関わっていく所存です。

福島県の森林・林業の復旧・復興に向けた取組について

福島県農林水産部森林計画課長 宮田博文



1. 福島県の森林・林業

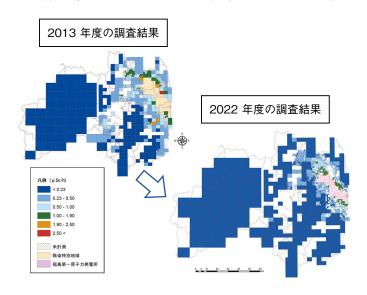
福島県の森林面積は県土の約7割に当たる 972 千 ha で、全国第4位の森林県です。保 有形態別には国有林42%、公有林10%、私 有林48%となっています。民有林の人工林 率は37%で人工林の蓄積は108,648千m³と なっており、森林資源の充実が進んでいます。 また、本県は阿武隈高地と奥羽山脈によっ て、西から会津・中通り・浜通りの3つの地 方に分けられることから、それぞれの気候風 土の特質に応じた林業活動が行われています。

2. 東日本大震災・原子力災害の被害

2011年3月11日に発生した東日本大震災による地震・津波によって、本県は死者4,166人、家屋全半壊約99千棟に及ぶ甚大な被害を受けました。また、東京電力福島第一原子力発電所は、地震・津波の被害を受け原子炉が冷却機能を失い、大量の放射性物質が放出されました。

生活空間の放射線量の低減のため面的除 染が行われましたが、森林は生活圏の周辺 20mのみが除染の対象となりました。

本県において 2011 年度以降モニタリング 調査している森林内の空間線量率の低減率 の状況は、半減期と呼ばれる物理的減衰の 線量予測とほぼ一致した結果となっています。



3. 森林の再生

本県の森林は、原発事故による放射性物質の影響によって、森林整備や林業生産活動が停滞し、森林の有する公益的機能の低下が懸念されました。

このため、2013年度から間伐等の森林施業と放射性物質対策を一体的に行い、森林の再生を図る「ふくしま森林再生事業」に取り組んでいます。



また、本県の阿武隈山系では、年間3万m³程のシイタケ原木(コナラ、クヌギ)を生産していましたが、放射性物質の影響により出荷が困難になりました。原木林は高齢林化す

ると萌芽能力が極端に低下するため、次世代への更新に必要な伐採や萌芽枝の放射性物質濃度の定期的な計測を行っています。

4. 海岸防災林の整備

震災で被災した海岸防災林の復旧に当たっては、林帯幅を概ね200mまで拡大するとともに、地下水位から3m程度盛土し、多重防御の一環としてマツ林を造成しています。

南相馬市など、3市4町で全体面積620haの整備を行っていますが、これまで宅地や農地であった用途を変更するとともに、輻輳する他の復興事業等との調整も含め相当に難航した事業でした。

事業の実施に当たっては、自治法派遣として22都道府県から169名もの応援を頂く事により、令和7年度には完成の見通しとなりました。支援して頂いた都道府県の皆様には、この紙面をお借りし改めて御礼申し上げます。

津波による被害前後の状況(南相馬市鹿島地区)







5. 木材産業等の取組

木材製品には放射性物質を考慮した使用 基準値が無いことから、県産材を取り扱う全 工場において、県が定期的に製材品の表面 線量を測定し公表しています。

また、木材関係団体では製材品等の自主管理基準値 (1000cpm)を定め、これを超過する木材は市場に流通させないよう検査を行っ

ておいます。なお、これを直達をはいます。とれては、自主をはいる。というでは、これをできません。



6. 今後に向けて

東日本大震災と原子力発電所の事故は、 本県の森林・林業を取り巻く環境を一変させました。今回はこれまでの取組の一端を御 紹介しましたが、この間に林業としての取組 に出遅れた感は否めません。

本県が他の林業地域と肩を並べ、真の意味 で復旧・復興を果たしていくためには、様々 なイノベーションの活用や担い手の育成、サ プライチェーンの再構築、中高層建築や非住宅への需要開拓など、挙げればきりがないほど課題があります。それでも、未来を展望できるからこその課題だと考え、「艱難汝を玉にす」の言葉を心に留め、今後も一歩一歩着実に、福島県の森林・林業の復旧・復興に向けて取り組んでまいります。

全国漁業信用基金協会 島根支所

1. 島根県の紹介

島根県は日本海に面した本州西部に位置しており、豊かな自然に恵まれた面積 6.708



充実した研修制度や県独自の給付金の支給により、沿岸自営漁業の担い手を丁寧にサポートしま

島根県沿岸漁業振興課提供

k㎡、東西 155kmの細長い県です。 沖合には世界ジオパークに認定 された隠岐諸島、遠くは竹島 などを含めると広大な県土 を有しているのも大 きな特徴となってい ます。

これらの自然環

境だけでなく、縁結びの神様で知られる出雲 大社や現存する天守の国宝松江城、日本の 経済を支えてきた世界遺産の石見銀山、日 本刀の材料となる玉鋼を生み出すたたら製 鉄、伝統芸能としての石見神楽など、様々 な視点からの見どころが満載で、たくさんの 観光客が訪れています。

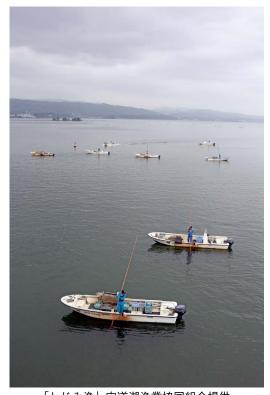
2. 島根県の水産業

島根県の沖合には黒潮から分かれた対馬 暖流が流れ、隠岐諸島や九州沖から続く陸 棚(200 m以浅)などの複雑な地形と相まっ て、多種多様な魚介類が生息する豊かな漁 場が広がっています。

このため、沖合域ではまき網、底びき網、 かご (カニ、バイ貝)、沿岸域では定置網、釣 り・延縄、さし網、採介藻など様々な漁業が 営まれています。

海面だけでなく、ヤマトシジミの産地である宍道湖などの汽水域、水質日本一に輝いた高津川や「中国太郎」の異名を持つ江の川に代表される、アユなどの多様な資源を育む河川が多いのも大きな特徴です。

養殖漁業は古くから加工品の原料となるワカメのほか、隠岐島において全国で初めて成功したイワガキは、紫外線殺菌海水を使用し



「しじみ漁」宍道湖漁業協同組合提供

た浄化処理により生食への安全性が評価され、新たな特産品として注目を浴びています。

また、出荷流通についても殺菌冷海水を使用した高鮮度処理による「しまね定置もん」、拠点漁港である浜田漁港で水揚げされるアジは脂質が10%を超えたものを「どんちっちアジ」とするなど、ブランド化に向けた様々な取り組みがなされています。



「浜田漁港」浜田市水産振興課提供

3. 全国漁業信用基金協会島根支所の概要

● 住 所:松江市御手船場町 575 番地

● 電 話 番 号:0852-21-0006

● 運営委員長:松尾秀孝

● 監事:川島隆寿

● 執 行 役 員:小豆澤朋久

● 会員数:80会員(令和5年3月末)

● 出資金残高:2,100 百万円(同上)

● 保 証 残 高: 2.715 百万円 (同上)

■職員数:4名

4. 島根支所の取組み

コロナ禍の影響もようやく収まり、島根県 の漁獲金額は昨年の2割近い増加となり、こ こ数年低迷していた漁業生産活動も徐々に 上向いてきました。

当支所における保証実績は、漁船リース 事業や漁具なども対象とした新リース事業 に対する保証を中心として近年増加傾向と なり、令和4年度末の保証残高は27億円を 超えるものとなりました。

今後もリース事業を中心とした保証が中心となっていくと思いますが、収まったとは言えコロナ禍による影響はしばらく続くと思われますし、近年増加している台風による漁具被害への対応など、島根県の漁業者の経営安定に向けて積極的に取り組んでまいります。

また、県の支援や制度資金と連携して、漁業後継者・担い手、U・Iターン者の新規着業等に係る保証にも力を入れていくほか、平

成23年から実施している資源管理漁業経営安定対策事業に参加する漁業者(所謂積立 ぷらす加入者)に対しては、保証料率を割引する当支所独自の支援も継続していくこととしています。

令和4年 都道府県別魚種別漁獲量(抜粋)

単位:100トン

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位
海面漁業	北海道	茨城	長崎	宮城	静岡	千葉	島根
两 田 / (未	8,702	2,710	2,419	1,700	1,524	1,026	978
まあじ	長崎	島根	愛媛	宮崎	鳥取	鹿児島	三重
まめし	513	128	47	40	34	27	24
さば類	長崎	茨城	宮城	静岡	北海道	岩手	島根
CHA	705	330	296	240	238	194	158
ぶり類	長崎	北海道	千葉	島根	三重	岩手	石川
-27.77共	108	96	94	89	70	52	49
かれい類	北海道	鳥取	島根・兵庫		東京	宮城	石川
/J 100 Ag	209	23	18		12	9	8
たい類	長崎	兵庫	福岡	愛媛	島根	山口	愛知
たい独	44	27	20	17	14	12	9
べにずわいがに	北海道	鳥取	島根	兵庫	新潟	秋田	山形
- NE 9 470 M	21	20	18	17	15	9	4

単位:トン

内水面漁業	北海道	島根	青森	茨城	滋賀	新潟	栃木
內小田杰未	9,711	4,372	2,655	1,836	798	324	304
しじみ	島根	青森	茨城	北海道	鳥取	東京	三重
	4,286	2,045	977	341	270	141	82

全国漁業信用基金協会 香川支所

1. 香川県の紹介

香川県は四国の北東部に位置し、北は岡山県との県境となる瀬戸内海、南は徳島県との県境となる阿讃山脈が連なり、その間に県土のほぼ半分を占める讃岐平野と呼ばれる起伏の少ない平坦地が広がっています。

また、多島海の瀬戸内海には、小豆島をは じめ、塩飽(しわく)諸島や直島諸島など約 110余りの島々が点在し、風光明媚な景色を 四季折々に醸し出しています。

離島を含めた総面積は1,876kmと全国で一番小さい都道府県であり、令和5年7月1日現在の人口は約92万人(昭和60年に100万人を超えたが、平成22年には100万人を下回り減少傾向が続いている)、人口密度は、四大都市圏に属する9都府県(東京、神奈川、埼玉、千葉、愛知・大阪・兵庫・京都・福岡)と沖縄県に次いで11位の高い状況にあります。

平野が多い地形と、瀬戸内海特有の気象 環境により、古来より雨量・河川の流水量 共に少なく、旱魃に悩まされてきた経験から、



(瀬戸内の多島美)



(満濃池)

県内各地には12,000を超える数のため 池が点在しており、その代表が、た め池としては日本一と称されてい る満濃池であり、空海もその 築堤等に関わった記録が 残されているため池です。

北部に広がる瀬戸内海 には、小豆島や直島など 多くの島々が点在し、対 岸の岡山県とは、島々を伝う形で架けられた 瀬戸大橋(昭和63年開通)により、道路・ 鉄路で結ばれています。

有名なのは、麺のコシがしっかりとした讃岐うどんや、こんぴらさんの愛称で親しまれている金刀比羅宮ですが、空海の生誕地としても知られる善通寺(四国八十八箇所の一つ)や、寛永通宝の銭形砂絵で知られる観音寺、ウユニ塩湖に類似した風景が人気の父母ケ浜がある仁尾町など、いくつもの史跡や・景観良好な観光地が点在しています。



(瀬戸大橋)



(金刀比羅宮)

2. 香川の水産業

香川県の沿海地域は、東は徳島県との県境にある播磨灘(はりまなだ)から、西は愛媛県との県境にある燧灘(ひうちなだ)にかけて広がる瀬戸内海に面した7市5町に漁港が点在し、海岸線の総延長は約721km、海域面積は1,923k㎡と県土面積より広く、起伏の多い海底地形や複雑な潮流などにより、生息する水産動植物の種類も多く、温暖な瀬戸内海気候とあいまって恵まれた漁業環境にあります。

第二次世界大戦の後、間もない頃は、獲

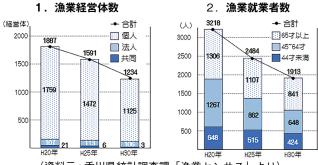
る漁業の進歩などにより、香川県の漁業が成 長してきました。

しかし、昭和30年代以降、高度経済成長時代の到来と共に、瀬戸内海の沿岸が次々と埋め立てられて魚の住処が失われ、更には、工場排水や生活排水の流入増加によって、砂や泥の底質の「ヘドロ化」や、海の栄養分が増えすぎる「富栄養化」の影響で、大規模な赤潮が発生するようになり、瀬戸内海の魚はますます住処をなくし減少する一途

の状況になりました。

こうした海の環境に対応するため、養殖業への期待が一層高まり、はまち養殖のパイオニア「野網和三郎氏」の生誕地である香川県東部の東かがわ市引田をはじめ、県内各養殖産地において養殖技術が切磋琢磨され、近年の全国的な養殖業へと発展してきました。

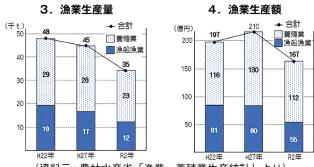
最近では、排水処理場の整備や、人工魚 礁の設置、各種稚魚の放流事業なども活発 に実施され、新たな資源管理型漁業が実践



(資料元: 香川県統計調査課「漁業センサス」より)

されているところです。

漁業センサス等に掲載された香川県の漁 業経営体数は1,234 経営体、漁船の隻数2,587 隻、漁業就業者1,913 人で、10 年前に比べ、 経営体数と隻数が35%減、就業者数は40% 減と漸減傾向にあります。また、漁船漁業と 養殖業を合算した県内漁業生産量は35,018ト ス、漁業生産額は167億円で、10 年前に比べ、 生産量は27%減、生産額は15%減の状況と なっています。



(資料元:農林水産省「漁業・養殖業生産統計」より)

3. 香川支所の概要

● 住 所: 香川県高松市

北浜町9番12号

■ 電 話:(代)087-851-5424

■ 運 営 委 員 長: 嶋野勝路(県漁連会長)

在籍役員:監事多田昌信

● 会員数:506会員(令和4年度末)

● 出 資 金 額:852 百万円(同)

● 保証残高件数:564件(同)

● 保 証 残 高:3.081 百万円(同)



左から 樫原主事 多田監事 嶋野運営委員長 頼富執行役員 枠内 = 滝川主事 (産休中)

4. 香川支所の取組み

香川支所は、香川県漁業信用基金協会と して昭和28年5月26日に設立されて、今年 5月に満70年の節目を迎えるに至りました。

設立から昭和50年代までは、基本財産となる出資金の増強や、保証業務の伸長を第一に掲げた制度運営に意を注ぎつつ、保証事故の防止、求償権の回収促進など、制度目的の使命達成に努めてきましたが、バブル経済の終焉後は、金融の自由化や、中央銀行主導による超低金利運用時代の到来と長期化によって、収支均衡を保つことが非常に難し

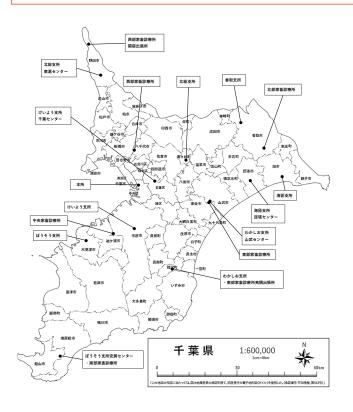
い情勢となったため、構造的改革を目的として、平成31年4月に全国漁業信用基金協会との合併をなし、保証保険制度の目的である漁業経営等に必要な資金の円滑な融通に対応する組織体制に移行したところであります。

水産資源の減少や、漁業担い手の高齢化等の非常に厳しい漁業環境が続いている中、本保証保険制度の重要性を再認識し、系統関係機関をはじめ各金融機関との連携を更に密にして、中小漁業者等の負託に応える組織運営に努めていく方針に基づき尽力して参ります。

千葉県農業共済組合(NOSAI 千葉)

です。

1. 千葉県の紹介



四方を海と川に囲まれ、豊かな自然に恵まれた千葉県は、首都圏の東側に位置し、南東は太平洋、西は東京湾に面し、太平洋に突き出た半島になっています。また、北西部で東京都と埼玉県に、北は利根川に沿って茨城県に接しています。東京湾岸の低地、北部は比較的平坦な北総台地、利根川流域と九十九里沿岸の平野部、南部は200~300m級の山々が続く房総丘陵からなり、総面積は5.158km²

2. 千葉県の農林水産業

農地が総面積の24%に当たる1.260万 km² あり、宅地等の45%とともにそれぞれの割 合は全国平均の2倍と高くなっています。一 方で、森林面積は30%と半分以下です。産 業は多岐にわたり、京葉地域の鉄鋼や石油 化学が代表する工業やディズニーリゾート をはじめとする商業も盛んな地域です。平成 27年の調べでは、県内総就業者数288万人 のうち、第1次産業8万人(2.9%)、第2次 產業56万人(20.6%)、第3次產業208.2万人 (76.5%)となっています。平成29年度県民経 済計算によると県内総生産211.069億円に対 し農林水産業は2,491億円(1.2%)です。全国 10位の生産量となっている水産業は太平洋 に面する外房エリアと東京湾に面する内房 エリアから伊勢海老、アワビ、ブリ、イワシ、





日本一の生産金額の「から付き落花生」と「日本なし」

金目鯛など様々な魚介類が水揚げされています。農林水産業全体の生産量も全国では 上位を占めますが、県内総生産に占める割 合は小さなものとなっています。

令和元年の農業産出額は3,859億円(対前年 比△9.4%)で全国第4位、産出額の構成割 合は野菜33.8%、米17.9%、いも5.4%、その他耕種10.5%、畜産32.3%となっています。とくに盛んな算出品目は米(全国第8位)、野菜(全国第3位)、いも(全国第4位)、花き(全国第2位)、生乳(全国第4位)、豚(全国第3位)、鶏卵(全国第2位)です。

3. 千葉県農業共済組合の概要(令和5年8月1日付)

● 所 在 地: 千葉県千葉市中央区新千葉 3-2-6 農業会館内

● 電 話 番 号: 043-245-7449 (代表)

●理 事: 14名●監 事: 4名●総 代:134名

損害評価会委員: 32名家畜診療所運営委員: 14名職員: 282名

4. 千葉県農業共済組合の活動

千葉県農業共済組合(NOSAI千葉)は令和2年4月1日、県内6つの組合(けいよう、ぼうそう、わかしお、海匝、香取、北総)が合併し千葉県農業共済組合連合会を吸収する形で県域を一つのエリアとした特定組合として新たにスタートしました。

昭和23年に県内の313市町村にそれぞれ1 つずつ設置された組合から始まった農業共 済組合ですが、比較的温暖な気候の千葉県 では昭和30年ころから水稲の作柄が安定化 傾向に推移し、掛け捨ての共済掛金に対す る不満が高まり滞納が増加、事業運営の基 盤を揺るがす大問題となりました。そのよう な中、市町村への事業移譲の道も開かれまし たが、高度経済成長による経費増大や都 化による事業基盤の格差は大きく、千葉県で は昭和39年「千葉県農業共済組合合併要綱」 を取りまとめ広域合併の推進に踏み切りまし た。昭和47年度までにおおむね郡単位の合 併を達成し、その後も合併を繰り返し平成 19年に6組合体制となり、令和2年の合併を 迎えました。組合員に不便のないよう旧組合 事務所は支所としてその機能を残し、本所、 6支所・5センター、5家畜診療所・2出 張所の体制で地域ごとに特徴のある引受け、 運営を行っています。

国の保険制度で、自然災害による損失を補て んする「農業共済制度」と農業者自身の農業収 入を補てんする「収入保険制度」があります。 本県は、自然災害の被害が比較的少ない県 ですが、数年に1度勢力の強い台風により甚 大な被害を受けます。令和元年房総半島台風 は記憶に新しいところです。また、最近では、 コロナ禍と原材料の高騰が農業経営にも大き

当組合で実施運営している農業保険制度は

こうした情勢の変化の中で、リスクを抱える農業者に「備えあれば憂いなし」の農業生産体制を構築していただくため、農業経営のセーフティネットとしての役割を果たしていくため、役職員一丸となって、農業保険制度の普及推進に取り組んでいます。

な影響を与えています。

徳島県農業共済組合

1. 徳島県の紹介

徳島県の前身の阿波国は大化の改新(645年)と呼ばれる政治改革によって成立し、吉野川地域の「粟の国」と県南の「長の国」を合わせて「阿波の国」となったと伝えられています。

明治維新後、一時期、高知県に含まれたこともありましたが、明治13年(1880)年に現在の徳島県が発足しました。その地理的要因から、古くより淡路(阿波路)を通じ、近畿との交流が頻繁で、近畿の政治文化の影響を強く受けています。

四国の東南部に位置し、気候は温暖多雨の

地域と一部瀬戸内海気候の地域からなり、日照時間も多い徳島県は山地が多く、県土面積の8割を占めています。四国第二の標高の剣山(1955年)を中心とした四国山地は県を南北に分け、県の北側には讃岐山脈が走り、香川県と隣り合わせにあります。この両山地の間を縫って吉野川が三好市池田町から東に80^{*}□流れ、広くくさび型を形成した徳島平野は農業の中心地帯を形成しています。



2. 徳島県の農業

徳島県の農業は少量多品目の生産が特徴で、温暖な気候を生かした野菜、果樹など、多種多様な農業生産が行われています。恵まれた立地条件を生かしながら多様化した食料動向に即応して、近畿圏の生鮮食料品の基地として安定供給を続けています。

大阪中央卸売市場における徳島県産の野 菜販売金額は、北海道に次いで第2位となっ ており、令和2年度の農業産出額は955億円となっています。部門別でみると、野菜が36.9%と最も多く、次いで畜産26.7%、米12.9%、果実9.9%の順となっています。中でも「すだち」「れんこん」「なると金時」「にんじん」等の生産額は全国でも有数であり、徳島県を代表する特産品です。

3. 徳島県農業共済組合の概要

平成26年4月1日に県内の3組合、連合会が合併し、特定組合としてスタートしましたが、その後も遊休施設の廃止・売却を行い、令和2年度に、業務の効率化の観点から組織体制を再編し、役員13人、総代85人、損害評価会委員38人とスリム化をしました。さらに地域グループ制を導入するこ

とにより、情報の共有化を図りながら効率的な加入推進に取り組むことができるよう組織体制を整え、農業者のリスク軽減に応えるためにニーズに沿った補償内容など、より丁寧な提案や説明を行うことを心がけています。

● 所 在 地:徳島県徳島市

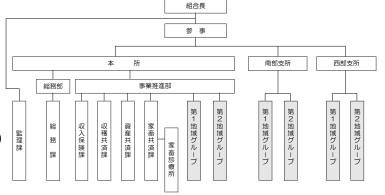
山城西二丁目 74 番地

● 電話番号: 088-622-7731 (代表)

理事:10名監事:3名

職員数:56名(事務54名、獣医2名)

(令和5年4月1日現在)



4. 徳島県農業共済組合の活動

令和5年4月に家畜診療所を本所に併設し、本所2支所の3拠点体制としております。 全国的に見れば少人数の組合となりますが、 本所職員についても地域グループに所属し、 外勤活動を行っています。

引き続き、全ての農業者に「農業経営のセーフィティネット」を提供するため、オールリスク対応の収入保険制度及び農業共済制度を生産に現場により深く浸透するとともに、地域性も踏まえた一層の加入推進に取り組みます。

今後、組合員の減少が見込まれる中、安 定的な事業実施が可能となるよう徹底した 業務の効率化に取り組むことに加え、更な るコンプライアンス態勢の強化を図ることで、 健全かつ適正な事業運営を推進してまいり ます。



最近思うこと (理事長退任のお礼)

一般社団法人 日本木造分譲住宅協会 顧問



今井 敏

令和5年3月末で、農林漁業信用基金理 事長を退任しました。

平成30年4月から令和5年3月までの5年間、多くの関係者に大変お世話になりました。退任時、十分な挨拶ができませんでしたので、改めて、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

さて、退任してまだ僅かな期間ですが、 退任後のいま、にわかに盛り上がっている 議論の一つは、チャット GPT の活用をき っかけとした生成 AI (人工知能) と人間 の付き合い方の問題ではないでしょうか。

AIの分野に知見が豊富というわけではありませんが、私の理解では、従来の AI は、大量のサンプルデータを学習させ、将来の予測や自動化を行うものが主体だと受け止めていました。

農林漁業信用基金や各県の基金協会の業務においても、過去の融資、保証実績のデータの蓄積をもとに、新たな融資や保証の審査、顧客の返済能力や信用リスクなどの

管理において、幅広い活用の可能性があり、 また今後も、事務負担の軽減、一層の事務 の精緻化、透明性の向上面などでも大いに 期待できる、くらいの認識でいました。

しかし、生成 AIとは、新たなインプットを必要とせず、アウトプットを自動に生成する機械学習の手法であり、これまで人間にしかできないとされていた「考える」ことや「創造する」ことに相当する行為をAIで実現できるようになる、革新的な性能を備えた次世代 AIとされています。

生成 AI の最大の特徴が、文章にとどまらず、画像や音声にまで及ぶ行為の実行にあるのだとすると、著作権や機密情報、個人情報の保護との関係の整理、犯罪の巧妙化や偽情報による社会混乱への対応等、多くの課題もあるでしょう。

そうしたことを背景に、米国の連邦取引 委員会が大規模な調査を始め、EUが包括 的な規制を準備し、日本でも規制の枠組み の議論が始まるなど、国際的な議論となっ ているようです。 一方で、生成 AI は、19世紀の産業革命や21世紀初頭のインターネット革命以上に、既存の経済社会構造を根本的に覆すような、歴史の画期となる可能性を秘めている技術だともいわれています。

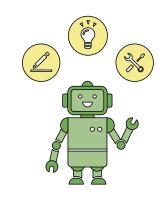
そうだとすれば尚更のこと、この新しい 技術については、規制でがんじがらめにす るのではなく、副作用は適切に予防、除去 しながら、「うまく使いこなす」方向で社会 に定着させられないものか、また、そうし ていかなければいけない、と思います。

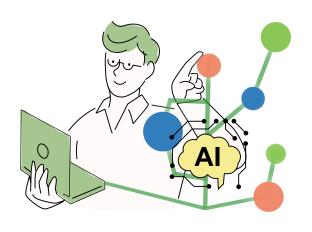
最近、国内では、マイナンバーやマイナンバーカードの不適切な管理実態やトラブルの報道が続いており、少し前のコロナ感染症の報告のシステムなどをみても、日本は、世界的に見ても、デジタル後進国という不名誉なレッテルを貼られています。そのことと、日本が世界の経済社会における存在感を低下させていることとの間に関係性があるかどうかは別にして、生成 AI による大変革は、日本が失われた 30 年から、比却する大きなチャンスと捉えるべきです。これまでのデジタル化対応の反省も踏まえ、生成 AI を、何としても、日本の、豊かで活力のある経済社会への再生に役立ててもらいたいと願います。

今後、生成 AI も含めた AI の発展により、 人間に求められる役割やスキル自体が、目 まぐるしく変化していくことでしょう。AI によって、従来から言われているような定 型業務だけでなく、専門性が高い分野で も、将来、人間の仕事が奪われることを心配する向きもあるようです。最近の AI の進化の速度は凄まじく、また、どこまで深化を遂げるのか見当がつかないところがあります。しかし、どんなに AI が発展しても、AI が苦手とし、できないこと、つまり人間にしかできないことがあるはずです。今後人間は、AI と共存して生きていく道を模索していくべきでしょう。

第一線で毎日仕事に追われているこの広報誌の読者の皆さんも、仕事の合間に、機械にやって貰えば良いことは何で、人間にしかできないことは何なのか、ちょっと考えてみてはいかがでしょうか。

(令和5年7月記)





食料・農業・農村基本法の検証・見直し検討について

農林水産省において行っている食料・農業・農村基本法の検証・見直し 検討について、全4回のシリーズとして農林水産省大臣官房政策課より御 寄稿いただきます。第3回目は、本法律成立以降の情勢変化を踏まえた今 後の展開方向について取り上げていただきましたので、御紹介します。

> 農林水産省大臣官房政策課 企画官 **加集 雄也**



1. はじめに

これまで2回の「政策の窓」においては、 食料・農業・農村基本法(以下「現行基本法」) 制定の背景や、現行基本法の4つの理念(食料・農業・農村・多面的機能)における現行 基本法成立以降の情勢変化について取り上げました。今回は、これらを踏まえた今後の展開方向について、基本法検証部会における議論をご紹介します。

2. 今後の展開方向

基本法検証部会では、今後の展開方向について整理を行い、5月29日に「中間取りまとめ」として報告されました。その内容についてご報告します。

(1) 今後20年を見据えた予期される課題

前2回でご紹介してきた情勢の変化を踏まえると、今後20年を見据えた予期される課題として、大きく5つのポイントがあげられます。

1点目は、平時における食料安全保障リスクです。世界的な食料需要が高まる一方で、気候変動等による不作、他の食料輸入国が現れるなどの状況において、安定的な輸入にも懸念が生じています。さらに、国内においても、経済的な理由、または食品アクセス上の理由により、質・量的に十分な食料を確保できない国民が増えつつあります。

2点目は、国内市場の一層の縮小です。人口減少が本格化し、国内市場の縮小は避けられない状況となる中、国内市場だけでなく海外市場も視野に入れた農業・食品産業への転換が極めて重要となります。

3点目は、持続性に関する国際ルールの強化です。食品産業においても、原料調達における環境や人権への配慮、食品ロスの削減などの持続性の確保が求められるようになっています。こうした取組は企業評価の重要な判断基準となるだけでなく、諸外国の規制・政策にもこうした考え方が反映されていくことが見込まれます。こうしたルールの下でも市場から排除されない農業・食品産業を主流化していく必要があります。

4点目は、農業従事者の急速な減少です。

農業者の大幅減少が予想され、さらには雇用 労働力についても全産業間で獲得競争が発生 することが予測されます。こうした中、少数 の経営体が、限られた資本と労働力で国内の 食料供給を担うべく、生産性の向上が求めら れます。

最後は、農村人口の減少による集落機能の一層の低下です。自然減による農村人口の急減が避けられない中、農業インフラはおろか、集落機能の維持さえも困難となる地域が出てくることが見込まれます。

(2) 基本理念の見直しの方向

上記の課題を踏まえて、現行基本法の基本 理念について、以下のような4つの論点から 見直しを行うこととされています。

第1に、「国民一人一人の食料安全保障の確立」です。食料安全保障を、不測時に限らず「国民一人一人が活動的かつ健康的な活動を行うために十分な食料を、将来にわたり入手可能な状態」と定義し、平時から食料安全保障の達成を図ることとしております。さらにこのためには、国内農業生産の増大・輸入の安定確保・備蓄の活用による食料の安定供給、食品アクセスの改善、海外市場も視野に入れた産業への転換、適正な価格形成に向けた仕組みの構築を行うべきとされています。

第2に、「環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換」です。多面的機能の適切かつ十分な発揮を図るとともに、環境負荷等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換を目指すべきとされています。

第3に、「食料の安定供給を担う生産性の 高い農業経営の育成・確保」です。少数の経 営体が農地の受け皿、食料供給の大宗を担う こととなることから、これらの農業経営の経 営基盤の強化、生産性の向上を図るべきとさ れています。

第4に、「農村への移住・関係人口の増加、 地域コミュニティの維持、農業インフラの機 能確保」です。他産業との連携の強化等を 通じた関係人口の増加による地域のコミュニ ティ機能の集約的な維持、農業生産基盤の適 切な維持管理を図るべきとされています。

3. おわりに

今回は、基本法検証部会における中間取り まとめから、基本法見直しにかかる基本理念 等について報告させていただきました。

この中間取りまとめを踏まえ、インターネットにて国民の皆様からの意見・要望を募集したほか、7月下旬から8月上旬にかけて、全国11ブロックで地方意見交換会が開催されました。地方意見交換会では、基本法検証部会の委員が各地に伺い、各地の農業者、農業関係団体、食品事業者、消費者、地方自治体など、様々な立場の方からご意見をうかがいました。今後、これらの意見交換会で得られたご意見等を踏まえて、最終答申に向けた整理を行うこととしております。

農業経営の法人化について

当基金では、今年度から第5期中期目標期間がスタートしていますが、同目標においては、農業法人化に対する金融支援について、主務省から指示されているところです。

今回は、その背景にある農業法人化の意義や法人化推進の取組について、 農林水産省経営局経営政策課の日向課長よりご寄稿いただきました。

農林水産省経営局経営政策課長

日向 彰



1 はじめに

平素より農政の推進につきまして御理解・ 御協力を賜り、御礼申し上げます。

農林水産省では、食料・農業・農村基本法等に基づき、家族農業経営の活性化を図るとともに、農業経営の法人化を推進しています。現行の基本法が制定されてから約20年が経過しましたが、その間に国内市場の縮小や農業者の減少・高齢化など、農業構造が大きく変化しています。また、世界人口の急増に伴い食料需要が増加する一方で、気候変動による異常気象の増加や地政学リスクの高まりなど、農業を取り巻く情勢は基本法制定時の想定を超える変化が生じています。

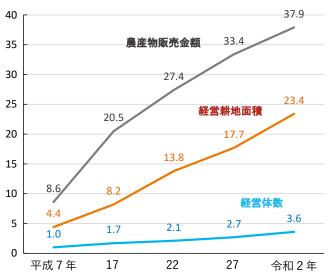
本稿では、このような変化の中で、農業法 人の担う役割や法人化の意義、法人化推進の 取組について紹介します。

2 農業法人の担う役割

我が国の基幹的農業従事者数は2000年で240万人であったところ、2023年で116万人にまで半減しています。平均年齢(2021年で67.9歳)からみて、今後10年から20年先を見据えると、基幹的農業従事者数はさらに減少することが予想され、現在よりも相当少ない経営体で国内の農業生産を維持・発展させていく必要があります。

そのような中、農業法人は増加傾向で推移 し、令和5年は3万3000経営体となり、食 料生産・供給を支えています。農業法人その 他団体経営体は、経営耕地面積は約4分の1、 農産物販売金額は約4割を占めるまで拡大し ています(図1)。

【図1】農業生産に占める団体経営体(法人・その他)のシェア(%)



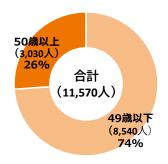
資料:農林水産省「農林業センサス」

また、農業法人等に雇われる形で就農する 新規雇用就農者は、近年安定的に1万人前後 で推移しており、年齢別では40代以下が約 7割、出身別では非農家出身者が約9割を占 めるなど、雇用の受け皿としても大きな役割 を果たしています(図2)。

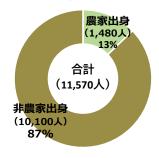
このような農業現場の実態からみて、農業 法人の役割は今後とも重要と考えられます。



【図2】新規雇用就農者の属性 〇年齢別新規雇用就農者数



〇出身別新規雇用就農者数



資料:農林水産省「新規就農者調査」 (令和4年2月1日現在)

3 農業経営における法人化の意義

法人化は、農業経営の発展において、様々な意義があります。例えば、法人化により家計と経営が区分されて経営管理が徹底され、計数管理の充実・各種法定義務を伴うことなどにより、金融機関からの信用が増し、資金調達が円滑に行えるようになったという声が多くあります。融資によって大幅な設備投資を実現でき、質・量の両面で、需要者からの要望に柔軟に応えられるようになったという事例もあります。

また、社会保険制度の整備や福利厚生等の 待遇改善により、外部から人材を確保しやすく なる、経営継承で代表者が交代しても事業資 産の帰属や対外的な契約関係が継続するといっ た意義もあります。加えて、個人に一定以上 の所得規模がある場合は、定率課税による法 人税の適用などにより税負担が軽減されます。

4 法人化推進の取組

農林水産省では、昨年5月に成立した改正

農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府 県段階に農業経営の相談等に対応する「農業 経営・就農支援センター」を整備し、農業経 営の法人化、円滑な経営継承等の課題に対し、 中小企業診断士等の専門家による伴走支援な どの取組を実施しています。

また、法人向けの優遇措置も充実させています。例えば、農業近代化資金の貸付限度額は、個人の場合は1,800万円ですが、法人の場合は2億円にまで拡大させているほか、アグリビジネス投資育成会社等による出資を受けることができます。

さらに、49歳以下の就農希望者を新たに雇用する場合に雇用就農資金の交付を受けることができます。

5 おわりに

今年度より始まった信用基金の第5期中期目標においては、農業法人の増加、生産・経営内容の多様化等が進んでいる中、個々の農業経営の財務状況に基づく信用リスクに応じた引受けを推進することとされています。信用基金・基金協会におかれましては、農業構造の変化に対応して、役割を担う農業法人に対して信用補完機能を発揮することを期待しています。

農林水産省においては、現在、食料・農業・ 農村基本法の見直しに向けた検討を進めてい ます。その中で、家族農業経営の発展を引き 続き支援しつつ、離農する農地の受け皿とな る農業法人等が、将来にわたり安定的に経営 を継続できるよう、その経営を後押しする仕 組みの検討を進めてまいります。

今後とも、農業法人が農業現場において地域の農業関係者の信頼を得ながら農業経営を行うことを期待しています。

米の生産と消費について



農林水産省農産局農産政策部企画課長

武田 裕紀

「基金 now」をご覧の皆様におかれましては、日頃より、農政の推進にご理解とご協力を賜り、 心より感謝申し上げます。

今後、食生活の多様化や国内人口減少等の影響を受け、毎年10万トン程度我が国の主食 用米の需要が減少すると見込まれるなか、我が国の限られた農地を有効に活用する観点から、 「需要に応じた生産」を引き続き推進していくことが重要です。

農林水産省では、これまでも、米についてきめ細やかな需給情報の提供とともに、需要のある 畑作物等への転換に係る取組への支援、輸出や米粉といった新たな米の需要の開拓を進めてまい りました。本稿では、こうした取組の現状を含め、我が国の米をめぐる状況について紹介します。



米の需給動向について

主食用米の需要は、毎年10万トン程度減 少しています。農林水産省で毎年策定する「米 穀の需給及び価格の安定に関する基本方針」 では、令和4/5年の需要実績は691.1万トン とお示ししていますが、平成20/21年の需要 実績(823.6 万トン)と比較すると、約133万 トンも減少しています。

また、国民一人当たり消費量についても、 令和 4/5 年は 55.3kg であり、平成 20/21 年 比で約 10kg 減少しています。

減少の要因は様々考えられますが、人口減 少トレンドが継続し、国内マーケットが縮小 することは避けられません。

農林水産省としては、実需者と結びついた 生産を推進するともに、1人当たりの需要量 を増加させるため、「やっぱりごはんでしょ!」 運動を展開し、職員自らが米の消費を喚起す る動画を発信しています。こうした取組等を 引き続き継続していきたいと考えています。

(図1:最近の米の需要と価格の動向)



4年産の相対取引価格については、出回りから5年7月までの平均価格

2.

「需要に応じた生産」の推進について

農林水産省では、水田活用の直接支払交 付金等により主食用米から麦・大豆、米粉用 米等の戦略作物への作付転換を支援していま す。

この交付金については、一昨年、「「たん水 設備及び用水供給設備を有しない農地」は、 交付対象外とする。」という従来からの方針 を再徹底するとともに「5年間で一度も水張 りが行われない農地は令和9年度以降、交付対象外とする。」という方針を明確化しました。また、昨年には、この「水張り」の定義について、「水稲作付けによることを基本とし」つつ、「たん水管理を1か月以上行い、かつ、連作障害による収量低下が発生していない場合には、水張りを行ったものとみなす。」こととしました。

こうした方針について、産地との意見交換を重ねて、現場への周知徹底を図ってきましたが、引き続き、産地に寄り添った丁寧な説明に努めていきます。

また、この交付対象水田のルールの再徹底等に伴って、令和4年度第2次補正予算で「畑地化促進事業」を措置しました。この事業は、「水田活用の直接支払交付金」の交付対象水田について、水田を畑地化(交付対象水田から除外すること)し、高収益作物や麦・大豆、飼料作物等の定着等を図る取組等を支援するものです。

水田機能を維持してブロックローテーションに取り組む産地、水田を畑地化した産地、いずれの産地の取組もしっかり支援していきたいと考えています。

3.



新たな米の需要の開拓について

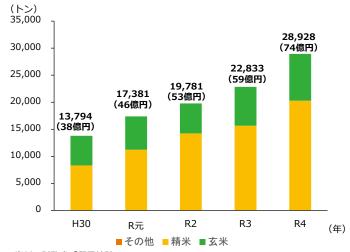
「需要に応じた生産」を進める上で、新た な米の需要の開拓も重要です。

コメの輸出については、令和7年に97億円を目標に掲げていますが、令和4年のコメの輸出額は、平成30年の38億円のほぼ倍となる74億円まで拡大しています。

また、昨今の食料安全保障への意識の高まりを受け、輸入依存度の高い麦の代替品としての米粉用米への関心も高まりを見せています。

農林水産省としては、こうした新たな需要の開拓に向けて、実需者ニーズに応じた新市 場開拓用米の低コスト生産の取組やパンや 麺の製品適性の高い品種への作付転換の取 組、米粉・米粉製品の製造機械の導入等を支援しています。

(図2:コメの輸出量・金額の推移)



資料:財務省「貿易統計」

(図3:米粉用米の生産量・需要量の推移)



4.

終わりに



今後も、需要に応じた生産、それぞれの作物に応じた農地利用を促していくため、産地の皆さんと課題を共有しながら、各種施策を推進してまいりますので引き続きよろしくお願いいたします。

大豆の生産と消費について



農林水産省農産局穀物課長 佐藤 夏人

平素より、農林水産行政の推進にご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。今回、大豆の生産と消費について寄稿の機会を頂戴しましたので、近年の動向をご説明申し上げます。

1.

はじめに

はじめに大豆の歴史等についておさらいさせていただきます。大豆の起源は諸説ありますが、シベリア、中国、朝鮮半島、東南アジアなど複数の地が挙げられています。

大豆の原種はつる性の植物であるツルマメといわれており、古くは中国、東アジアを中心に栽培されながら、現在の大豆へと変化したとされています。

一般的な黄大豆だけでなく、有色の品種 もあり、黒大豆、青大豆、赤大豆(紅大豆) など多岐にわたっています。

大豆は、豆腐、納豆、味噌、醤油、煮豆等、 日本の食卓に欠かせない食材や調味料に加 工されるなど、古くから利用されてきました。

平成25年12月には、「日本人の伝統的な食文化」が、ユネスコ無形文化遺産に登録されるなど、大豆加工品を含めた和食文化が、世界的にも注目を浴びています。

○ 我が国における大豆の需要状況

(単位: 千トン)

				(THE - 1 1 2)
	需要量	-+A		自給率
		うち食品用	うち国産	
H28 年度	3,424	975	231	7%
H29 年度	3,573	988	245	7%
H30 年度	3,567	1,018	203	6%
R元 年度	3,683	1,030	210	6%
R 2 年度	3,498	1,053	211	6%
R3年度(概算)	3,564	998	239	7%
11.4 · A MI = 4A +				

出来・R4mmana 注:「うち国産」は穀物課推定。なお、「うち国産」に種子分は含めていないが、「自 給率」は種子分を含めて算出している。 2.

大豆の消費

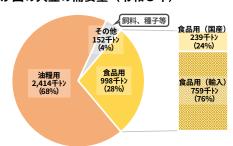


大豆の国内需要量は、中期的に増加傾向で推移しており、令和3年度は約356万トンとなっています。食品用についても需要は堅調であり、近年は約100万トンで推移しています。

国産大豆は、実需者から味の良さ等の品質面が評価され、ほぼ全量が豆腐、納豆、煮豆等の食品向けに用いられています。令和3年度の食品向けに用いられる国産大豆の量は、昨年より2万8千トン増加し、約24万トンとなりました。価格、供給量、品質の安定が前提となるものの、消費者ニーズへの対応や高付加価値化に向け、引き続き需要が堅調となる見込みです。

豆腐、納豆、煮豆等の食品はそれぞれの特性を踏まえ、原料の大豆に求められる品質が違うため、これを踏まえた品種の選択が必要です。

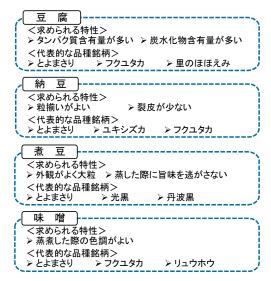
○ 我が国の大豆の需要量(令和3年)



出典: 食料需給表注: 四捨五入の関係で、100%に一致しない場合がある。

また、実需者からは、均質化、大ロット化 といった製造業者の目線に立った、食品加 工原料としての品質向上が強く求められて います。

○ 用途別に求められる品質



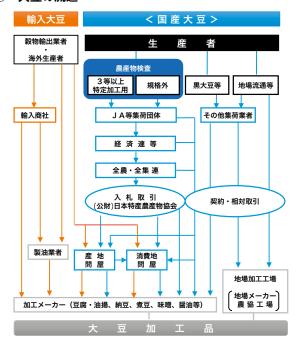
3.

大豆の流通

大豆の国内流通は、国産品・輸入品とも 民間ベースの流通となっています。

国産大豆の販売は大きく分けて入札販売、 相対販売、契約栽培の3つがあり、近年は 契約栽培の割合が増えてきています。

○ 大豆の流通



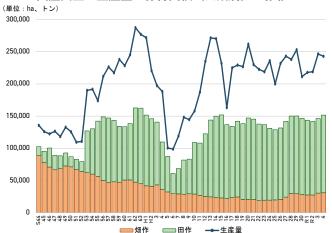
4.

大豆の生産

国産大豆について、その生産量は、天候の影響等により大きく変動しており、これに伴い、価格も大きく変動しています。

供給量及び価格の安定は、国産大豆の継続的な使用のための重要な条件の一つであることから、実需者から安定生産を強く求められています。

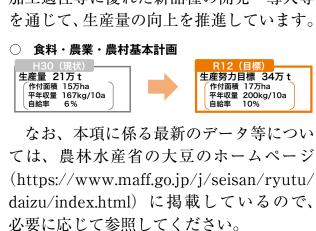
国産大豆の生産量・作付面積(田畑別)の推移



資料:統計部「作物統計」(昭和 59 年までの畑作面積は、田畑計から田作を除いた値)

令和2年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、大豆の生産努力目標は34万トンに設定されています。

実需者の求める量・品質・価格に着実に応えるため、食品産業との連携強化を図りつつ、団地化やスマート農業によるコストの低減、排水対策の更なる強化、耐病性・加工適性等に優れた新品種の開発・導入等を通じて、生産量の向上を推進しています。



令和4年度決算の概要

独立行政法人農林漁業信用基金では、令和4年度決算を令和5年6月15日に主務大臣に提出し、6月20日に承認を得ましたので、その概要についてお知らせいたします。

なお、決算の詳細(勘定別を含む)につきましては、信用基金のホームページからご覧ください。 https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline22/kouhyou04.html

(注) 文中及び表中の計数については四捨五入によっております。

Ι 決算の概要

(1) 法人全体の概要

① 貸借対照表

資産残高は、288,026 百万円となりました。その主な内訳は、現金及び預金 85,190 百万円、有価証券 86,900 百万円、貸付金 64,564 百万円、寄託金 22,823 百万円などとなっています。また、負債残高は、54,146 百万円となりました。その主な内訳は、政府事業交付金 16,508 百万円、責任準備金 5,159 百万円、保証債務 26,310 百万円などとなっています。

純資産残高は、233,880百万円となりました。その主な内訳は、資本金174,293百万円(政府出資金140,025百万円、地方公共団体出資金5,213百万円、民間出資金29,055百万円)などとなっています。

② 損益計算書

事業費や一般管理費(人件費含む)などの経常費用は、4,709百万円となりました。また、 事業収入や財務収益などの経常収益は、7,593百万円となりました。この結果、当期総利益は、 2,876百万円となり、主務大臣の承認により、利益剰余金に積み立てられることになりました。

(2) 勘定ごとの概要

〔総括〕

5勘定のうち、農業保険関係勘定のみ当期純損失を計上し、他の4勘定は当期純利益を計上しました。なお、当期純損失を計上した農業保険関係勘定については、同額を前中期目標期間繰越積立金から取崩し、補填したことから、最終損益は「0円」となりました。(勘定ごとの概要は以下のとおり)

① 農業信用保険勘定

本業である保険事業収支は 2,335 百万円の黒字となった一方、それ以外の収支は 555 百万円の赤字となり、当期純利益は 1,779 百万円となりました。

② 林業信用保証勘定

本業である保証事業収支は 573 百万円の黒字となった一方、それ以外の収支は 370 百万円の赤字となり、当期純利益は 203 百万円となりました。

③ 漁業信用保険勘定

本業である保険事業収支は 1,076 百万円の黒字となった一方、それ以外の収支は 231 百万円の赤字となり、当期純利益は 845 百万円となりました。

④ 農業保険関係勘定

財務収益は増加したものの、費用も増加したことから、当期純損失は2百万円となりました。

⑤ 漁業災害補償関係勘定

貸付金利息は減少したものの、費用を賄うことができたことから、当期純利益は 49 百万円となりました。

Ⅱ 貸借対照表

(単位:百万円)

	科目	農業信用 保険勘定	林業信用 保証勘定	漁業信用 保険勘定	農業保険 関係勘定	漁業災害補償 関係勘定	法人単位
	流動資産	56,188	27,967	38,757	1,656	8,654	133,221
	現金及び預金	33,150	23,374	28,053	551	62	85,190
	有価証券	4,100	3,900	2,500	600	_	11,100
	短期貸付金	18,330	575	7,858	500	8,540	35,803
咨	その他	608	119	345	4	51	1,128
資産の部	固定資産	47,384	41,641	36,265	2,203	1,003	128,496
の立	有形固定資産	661	36	25	1	1	723
יום	投資有価証券	28,100	18,500	26,000	2,200	1,000	75,800
	長期貸付金	18,474	106	10,182	_	_	28,761
	寄託金	_	22,823	_	_	_	22,823
	その他	149	177	58	2	2	388
	保証債務見返	_	26,310	-	_	_	26,310
	資産合計	103,571	95,918	75,021	3,858	9,657	288,026
	流動負債	1,276	4,229	12,551	2	3,584	21,641
	引当金	33	717	18	1	1	770
	政府事業交付金	689	3,432	12,387	_	_	16,508
負	その他	554	80	146	1	3,583	4,364
負債の部	固定負債	5,283	568	279	53	12	6,195
部	引当金	304	490	79	53	12	937
	責任準備金	4,966	_	193	_	_	5,159
	その他	13	78	8	0	0	99
	保証債務	1	26,310	-	_	_	26,310
	負債合計	6,559	31,107	12,830	54	3,596	54,146
紬。	資本金	55,265	60,501	49,106	3,601	5,821	174,293
純 資 産	資本剰余金	11,502	▲ 12	352	_	_	11,841
産"	利益剰余金	30,246	4,323	12,733	203	240	47,745
	純資産合計	97,012	64,812	62,191	3,804	6,061	233,880
	負債純資産合計	103,571	95,918	75,021	3,858	9,657	288,026

Ⅲ 損益計算書

(単位:百万円)

科目	農業信用保険勘定	林業信用保証勘定	漁業信用 保険勘定	農業保険関係勘定	漁業災害補償 関係勘定	法人単位
	不快動足		不快動足		因际例足	
経常費用	2,968	700	1,045	18	21	4,709
事業費(A)	2,221	168	676	_	_	3,022
一般管理費	747	532	369	18	18	1,683
財務費用	_	_	_	_	3	3
経常収益	4,747	913	1,890	16	71	7,593
事業収入	4,556	793	1,753	1	65	7,124
うち保険・保証事業に係る収入(B)	(4,555)	(741)	(1,752)	(-)	(-)	(7,005)
財務収益等	191	119	137	16	6	469
臨時損失	0	9	0	0	0	10
当期純利益又は当期純損失(▲)	1,779	203	845	▲ 2	49	2,875
前中期目標期間繰越積立金取崩額	_	_	_	2	_	2
当期総利益	1,779	203	845	_	49	2,876

(参考)

 保険・保証事業に係る収支(B-A)
 2,335
 573
 1,076

(注)「法人単位」は、5勘定の合計額を基本としていますが、一部、勘定間の調整を行っている科目があるため、一致しない場合があります。

信用基金の動き

令和4年度財務諸表について主務大臣の承認

7/31 農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林漁業信用基金部会

令和4年度の業務実績に係る評価結果について主務大臣が総務省に通知

9/20,9/22,9/27 運営委員会を開催し、令和4年度の業務実績に係る評価結果及び決算等 について報告

人事異動

理事

令和5年6月20日付

退任 監事 富田 雅之

令和 5 年 6 月 2 1 日付

退職総務経理部長前多保豊

令和5年9月29日付

退職総括調整役 庄司 裕宇

(農水産業協同組合貯金保険機構理事へ)

令和5年9月30日付

退任 副理事長 深水 秀介

(大臣官房検査・監察部長へ)

退任 総括理事 北村 秀孝 退任 総括理事 吉村 洋

(北海道森林管理局長へ)

 退任
 理事 宮下 幸正

 退職
 農業信用保険業務部長 平岡 正信

 退職
 漁業信用保険業務部長 山根 祥延

令和5年6月22日付

監事 前多 保豊

令和5年10月1日付

副理事長北 英敏総括理事平山 潤一郎(農林水産省大臣官房付より)佐伯 知広(林野庁森林整備部付より)平岡 正信

山根 祥延

34

今号の「基金 now」を御一読いただきありがとうございます。 また、ご多忙の中、御寄稿いただきました皆様には、御礼申し 上げます。

今年は、夏から秋にかけて、男子バスケットボールのワールドカップ(祝オリンピック出場権獲得)の他に、ラグビーワールドカップ、オリンピック予選を兼ねたバレーボールワールドカップなどがあり、私もテレビで、日本の活躍を一喜一憂しながら応援しています。

その一方で、長年の運動不足による自分自身の体型の変化に危機感を感じて、猛暑が過ぎ去った最近になって、ウォーキングを始めることにしました。まだ、少し歩くだけで息切れをしてしまいますが、マスクを外して歩くことは気持ち良いものです。今後も継続していき体力が回復したら、休んでいたゴルフも再開することを考えたいなと思っています。

最近の「基金 now」は、新型コロナウイルス感染症の影響で、 現地取材ができない中、皆様の御協力をいただきながら発刊して きました。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が廃止されたこともあり、皆様の御協力をいただきながら、時には、基金職員も現地に出向き、皆様が興味を持たれるような記事も掲載していきたいと思いますので、今後とも「基金 now」をよろしくお願いします。 (広報誌編集担当 H)

編集後記



編集·発行 独立行政法人 農林漁業信用基金 企画調整室 企画推進課

(問合せ先) 〒 105-6228 東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズ MORIタワー 28階 TEL: 03-3434-7813 MAIL: kikaku@jaffic.go.jp

塑立行政法人 農林漁業信用基金

Agriculture, Forestry and Fisheries Credit Foundations

